社会福祉法人仁愛会定款

第１章　　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

障害者支援施設やまびこの里の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ）幼保連携型認定こども園 国富こすもす保育園の設置経営

ロ）障害福祉サービス事業の経営

①ホームやまびこ（共同生活援助）

②多機能型事業所「跡江の杜はんぴどん」（生活介護　就労継続支援Ｂ型）

③短期入所事業やまびこ（短期入所）

ハ）一時預かり事業（幼保連携型認定こども園 国富こすもす保育園）

二）乳児等通園支援事業（幼保連携型認定こども園　国富こすもす保育園）

ホ）生計困難者に対する相談支援事業　「みやざき安心セーフティネット事業」

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人仁愛会という。

（経営の原則等）

第３条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事務経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4540 番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名をおく。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、法人職員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が１６８，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度の終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定

数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名

（２）監事　２名

２　理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　運営協議会

（運営協議会の設置）

第２３条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第２４条　運営協議会の委員は１１名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第２５条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1)　地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3)　その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第２６条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第２７条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第２８条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第６章　役員等の損害賠償責任の免除

（損害賠償責任の免除及び責任限定契約）

第２９条　この法人は、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一般法人法」という。）　第 114 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することのできる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

２　この法人は、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は同法第 113 条第 1 項第 2 号で定

める最低責任限度額とする。

第７章　理事会

（構成）

第３０条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３１条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長の選定及び解職

（招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第３３条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　資産及び会計

（資産の区分）

第３５条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産

の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 541 番地所在の鉄骨造スレート葺平家建
幼保連携型認定こども園国富こすもす保育園
園　舎　　1 棟
1 階（ 308.54 平方メートル）
2 階（ 271.62 平方メートル）
倉　庫　　1 棟（　21.88 平方メートル）

（2）宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 541 番地所在の
幼保連携型認定こども園国富こすもす保育園敷地（　767.21 平方メートル）

（3）宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 545 番地所在の
幼保連携型認定こども園国富こすもす保育園敷地（　556.37 平方メートル）

（4）宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 548 番地所在の
幼保連携型認定こども園国富こすもす保育園敷地（　69.89 平方メートル）

（5）宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 547 番地所在の
幼保連携型認定こども園国富こすもす保育園敷地（　127.39 平方メートル）

（6）宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 559 番地 2 の
幼保連携型認定こども園国富こすもす保育園の駐車場（ 348.71 平方メートル）

（7）宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4540 番地所在の鉄筋コンクリート造
コンクリート屋根平家建やまびこの里
園舎　　（1,708.44 平方メートル）
作業場　　（　69.56 平方メートル）

（8）宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4540 番地所在の障害者支援施設の敷地
（7,228.28 平方メートル）
ア　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4540 番地
（4,758.28 平方メートル）
イ　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4553 番地 5
（　　25.00 平方メートル）
ウ　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4576 番地 3
（　2,445.00 平方メートル）

（9）宮崎県宮崎市大字有田字道ノ上 3322 番地　　畑
（　　550.00 平方メートル）

（10）宮崎県宮崎市大字有田字島崎 138 番地 4　　雑種地

（　　691.00 平方メートル）

（11）宮崎県宮崎市大字有田字島崎 138 番地 5 の 1 所在の木造スレート葺平家建
ホームやまびこ（第 2 ホームやまびこ）

（　　83.00 平方メートル）

（12）宮崎県宮崎市大字有田字島崎 138 番地 5 の 2 所在の木造スレート葺平家建
ホームやまびこ（第 3 ホームやまびこ）

（　　83.00 平方メートル）

（13）宮崎県宮崎市大字有田字島崎 138 番地 5 のホームやまびこ敷地

（　　462.81 平方メートル）

（14）宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4549 番地 7 所在の鉄骨造平家建
多機能型事業所「跡江の杜はんぴどん」

（　　378.10 平方メートル）

（15）宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4549 番地 7 所在の多機能型事業所の敷地

（　　862.51 平方メートル）

ア　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4549 番地 2

（　　69.59 平方メートル）

イ　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4549 番地 4

（　　132.40 平方メートル）

ウ　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4549 番地 7

（　　167.39 平方メートル）

エ　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4550 番地 1

（　　162.86 平方メートル）

オ　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4550 番地 3

（　　124.60 平方メートル）

カ　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4552 番地 1

（　　73.69 平方メートル）

キ　宮崎県宮崎市大字跡江字井尻 4553 番地 1

（　　131.98 平方メートル）

（16）宮崎県宮崎市大字有田字島崎１６７番地１所在の木造瓦葺平屋建
ホームやまびこ（第４ホームやまびこ）

居住　　（　153.42 平方メートル）

物置　　（　　9.02 平方メートル）

物置　　（　　18.52 平方メートル）

物置　　（　　7.22 平方メートル）

(17) 宮崎県宮崎市大字有田字島崎１６７番地１のホームやまびこ敷地
（　509.03 平方メートル）
第４ホームやまびこ（　480.74 平方メートル）
駐車場　　（　28.29 平方メートル）
(18) 宮崎県宮崎市大字跡江字井尻4549 番地 7所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
多機能型事業所「跡江の杜はんぴどん」
作業室　　（　30.78 平方メートル）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第４３条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に揚げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３６条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。
１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第３７条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）
第３８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更

する場合も、同様とする。
２ 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３９条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第４０条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第４１条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第４２条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第９章　公益を目的とする事業

（種別）

第４３条　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において、営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

地域生活支援事業における日中一時支援事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第１０章　解散

（解散）

第４４条　この法人は、社会福祉法第 46 条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４５条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１１章　定款の変更

（定款の変更）

第４６条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎県知事の認可（社会福祉法第四五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届け出なければならない。

第１２章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４７条　この法人の公告は、社会福祉法人仁愛会本部の掲示場及び国富こすもす保育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４８条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

１　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	三　原	耕一郎
理　事	毛　利	久　美
理　事	押　川	栄　顕
理　事	鬼　塚	栄　子
理　事	是　則	達
理　事	井　上	武　雄
理　事	佐々木	千久志
理　事	郡	五　之

附　則

この定款の変更は平成 14 年　5 月　3 日より改定する。

附　則

この定款の変更は平成 15 年　5 月 15 日に改定する。

附　則

この定款の変更は平成 16 年　5 月 28 日から施行する。

附　則

この定款の変更は平成 17 年　4 月　1 日から施行する。

附　則

この定款の変更は平成 18 年　1 月 10 日から施行する。

附　則

この定款の変更は平成 19 年　5 月　2 日から施行する。

〔改正〕　第 1 条（目的)、第 3 条（経営の原則)、第 14 条（評議員会の権限)、第 18 条（資産の区分）

〔挿入〕　第 18 条（資産の区分）第 4 項、第 27 条（種別)、第 28 条（剰余金が出た場合の処分）

附　則

この定款の変更は平成 19 年 10 月 18 日から施行する。

〔改正〕　第 18 条（資産の区分）

附　則

この定款の変更は平成 21 年　2 月 24 日から施行する。

〔改正〕　第 1 条（目的）

附　則

この定款の変更は平成 21 年 10 月　2 日から施行する。

〔挿入〕　第 1 条（目的）

〔改正〕　第 18 条（資産の区分）

附　則

この定款の変更は平成 23 年　5 月 26 日から施行する。

法人名称変更

〔改正〕　第 2 条（名称）　第 33 条（公告の方法）

附　則

この定款の変更は平成 23 年 12 月　8 日から施行する。

〔挿入・改正〕　第 1 条（目的）

〔挿入〕　第 18 条（資産の区分）

附　則

この定款の変更は平成 24 年　5 月 24 日から施行する。

〔挿入〕　第 18 条（資産の区分）

附　則

この定款の変更は平成 26 年　3 月 27 日から施行する。

〔挿入〕　第１条（目的）相談支援事業の挿入

第 18 条（資産の区分）所有地増による挿入

附　則

この定款の変更は平成 26 年　5 月 27 日から施行する。

〔挿入〕　第 18 条（資産の区分）所有地増による挿入

附　則

この定款の変更は平成 27 年 12 月　7 日から施行する。

〔改正〕　第１条（目的）保育所名称変更に伴い変更

第 18 条（資産の区分）保育所名称変更に伴い変更

附　則

この定款の変更は、社会福祉法改正に基づく全面改正を平成２９年４月１日から施行する。

ただし、第１条（目的）・第３５条（資産の区分）・第４３条（種別）については平成２９年１月２３日から施行する。

附　則

この定款の変更は平成　３０年４月　１日から施行する。

〔改正〕　第１条（目的）保育園名称変更に伴い変更

附　則

この定款の変更は令和元年５月　１日から施行する。

〔削除〕　第１条（目的）（２）（ロ）④相談支援事業所の閉鎖に伴い削除

附　則

この定款の変更は令和３年９月６日から施行する。

〔挿入〕　第３５条　第２項（１９）（資産の区分）所有地増による挿入

附　則

この定款の変更は令和３年１１月５日から施行する。

〔挿入〕　第３５条　第２項（２０）（資産の区分）増築による挿入

附　則

この定款の変更は令和４年３月１８日から施行する。

〔改正〕　第３５条　第２項（９）（資産の区分）地積の変更

附　則

この定款の変更は令和８年７月２８日から施行する。

〔改正〕　第１条（目的）　（２）第二種社会福祉事業

二）乳児等通園支援事業（幼保連携型認定こども園　国富こすもす保育園）の追加

附　則

この定款の変更は令和８年８月２５日から施行する。

〔改正〕　第３５条　第２項（１）（資産の区分）相談室を倉庫に変更

〔削除〕　第３５条　第２項（１６）、（１７）（資産の区分）

ホームやまびこ（第１ホームやまびこ）の建物及び敷地の削除